

宣言書

新港リサイクル株式会社（以下、「当社」という）は、材料リサイクル再生処理事業者として使用済みプラスチック製容器包装（以下、原料という）を材料リサイクル手法にて再商品化するため、以下の項目について宣言いたします。

※ 再商品化事業の適用範囲は以下の通りとします。

- ・ 原料：市町村から引き取った分別基準適合物である使用済みプラスチック製容器包装
- ・ 再商品化方法：異物除去、選別、破砕、その他の処理を行うことにより減容品、フレーク等を得る。
- ・ 再商品化製品：ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）を主成分としたフレーク・フラフ・減容品、ポリスチレン（PS）のインゴット・フレーク、ポリエチレン テレフタレート（PET）のフレーク等

再商品化工程の管理

- 原料は引き取り量を計測した後、受入日、市町村、数量を記録し保管します。
- 原料及び製品の保管場所は消防法における指定可燃物の届出を行っております。
- 再生処理は生産指示書を作成し、計画的に行っております。
- 生産指示書には、原料及び工程に異常を発見した場合は、場長の指示を得るよう明示しています。
- 再商品化製品はロット管理を行います。
- 再生処理工程の設備の日常点検を行います。

品質確認

- 出荷する再商品化製品（減容品、フレーク・フラフ等）の品質確認を実施します。
 - 1日に生産した製品を1直ごと（1日に2回）に1ロットとして、サンプリングを行い、水分測定、目視や触手による異常がないことを確認します。
- さらに、月毎に、所定の品質項目の評価を実施します。

品質の安定性

- 製品のサンプルを3か月保管します。
- 光学選別機の選別状況を1日2回確認します。
- 毎週1回、各生産設備（粉砕機、造粒機等）の定期的な設備点検を行います。
- なお、期初には落札した各保管施設からのバール内容（フィルム類／ボトル類等の比率、異物の多少、汚れ、臭気等）の把握を行い、その結果を参考として収率の計画や生産能率等を決め、再生処理品質の安定化を図ります。

保管管理

- 原料及び製品を社内の保管管理基準に基づき適正に保管します。
- 原料は飛散や増湿を防ぐため、原則建屋内で保管します。
- 原料及び製品の在庫、保管状況を毎日確認します。
- 原料は市町村名毎に区分して管理します。

トレーサビリティ管理

- 原料の受入日、市町村、数量を記録します。
- 顧客等から個別の要求がある場合には、再生処理工程内も含め原料由来が明らかとなるような管理を行います。
- 年間の製造におけるマテリアルバランスを管理しております。

収率管理

- 製品製造量／原料投入量により、収率を xbar-R 管理手法によって監視し工程の安定性を確保します。

禁止物質管理

- 顧客等から個別の要求がある場合には、二者間で取り交わした納入仕様書等に規定した要求事項を順守します。

安定供給

- 安定供給ができる体制を整えます。
- 毎年の総合的評価で得点率 75%を目指し、原料の安定確保に努めます。

測定器の校正頻度

- 社内測定器の校正を年に 1 回実施します。

再商品化製品製造量当たりの二酸化炭素排出量

- 原料受入から製品出荷までの製品 1 t 当たりの二酸化炭素排出量の試算結果は 465 k g です。

再商品化製品製造量当たりの水消費量

- 原料受入から製品出荷までの製品 1 t 当たりの水消費量の試算結果は、7,690 k g です。

コンプライアンス

- 再商品化に当たっては「プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン」を順守しております。
- 廃棄物処理法に基づく必要な許認可を取得し、排出する廃棄物の保管基準などを順守しております。

保険

- 建物、設備、その他資産に関する火災保険などに加入しております。
- 従業員の労働災害総合保険・総合福祉団体保険に加入しております。

2018年6月15日
新港リサイクル株式会社
代表取締役 酒井宏純